

◆◆◆介護老人保健施設メープル小田原 長期入所料金表◆◆◆

《ユニット個室・在宅強化型》 (居住費:2,400円 食費:2,400円)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位	サービス費(I)(ii)	876	952	1,018	1,077	1,130
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)			51		
	夜勤職員配置加算			24		
	サービス提供体制強化加算			22		
	1 日 合 計	973	1,049	1,115	1,174	1,227
	31日合計	30,163	32,519	34,565	36,394	38,037
	介護職員処遇改善加算(計×0.075)	2,262	2,439	2,592	2,730	2,853
	合 計 単 位	32,425	34,958	37,157	39,124	40,890
円	利用料(円) (仙台市6級地 1単位:10,27円)	1割負担	33,301	35,902	38,161	40,181
		2割負担	66,601	71,804	76,321	80,361
		3割負担	99,902	107,706	114,481	120,541
	自己負担合計(円) (31日合計) 居住費・食費含む	1割負担	182,101	184,702	186,961	188,981
		2割負担	215,401	220,604	225,121	229,161
		3割負担	248,702	256,506	263,281	269,341

・「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方 (利用料(1割負担)+(居住費+食費)×31日)

自己負担合計(31日)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第3段階②(居住費:1,370円 食費:1360円)	117,931	120,532	122,791	124,811	126,624
第3段階①(居住費:1,370円 食費:650円)	95,921	98,522	100,781	102,801	104,614
第2段階(居住費:880円 食費:390円)	72,671	75,272	77,531	79,551	81,364
第1段階(居住費:880円 食費:390円)	69,881	72,482	74,741	76,761	78,574

※ 第4段階の自己負担合計 = (居住費 + 食費) × 31日 + 利用料(円) 負担割合の金額

※ 「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、食費、居住費が認定証に記載の金額になります。ご提示がない場合は、対象となりません。

※ 上記の料金は基本料金ですので、ご本人の状況によって別途加算されることがあります。

※ 理美容、新聞代等の自費分につきましては、別途加算されます。

【高額介護(予防)サービス費制度について】

高額介護(予防)サービス費制度とは、介護保険を利用して支払った自己負担額1割(又は2割、3割)の合計が一定金額(下表)を超えたとき、超えた分のお金が戻ってくるという制度です。

対 象 者	要 件	自己負担上限額(月)
本人または 世帯全員が市町村民税課税	課税所得690万円(年収約1160万円)以上	140,100円 (世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～ 課税所得690万円(年収約1160万円)未満	93,000円 (世帯)
	市町村民税課税～ 課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,000円 (世帯)
世帯全員が市町村民税非課税	下記以外	24,600円 (世帯)
	前年の「合計所得金額」と「公的年金収入額」の合計が年間80万円以下の方。	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人)
	生活保護を受けている方。	15,000円 (世帯)

※ 高額介護(予防)サービス費等の支給を受けるためには申請が必要です。

介護サービスを利用すると、支給の要件を満たす方へは、その3か月後に通知と申請書が届きます。届いた申請書に必要事項を記入し、市町村へ提出してください。申請の際には、申請書のほかに介護サービスを利用した領収書が必要になります。一度申請するとそれ以降の申請は不要になります(自治体によって通知時期、申請方法が異なる場合がありますので、各担当窓口へご確認ください)。なお、高額介護(予防)サービス費用の支給申請は、2年以内に行わないと時効によって権限が消滅します。

超強化型・強化型共通事項

《その他の加算》

項 目	単 位		利用者負担（円）			算定
	単 位	加算 加算	1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算（Ⅰ）（入所から30日間）	60	5	67	134	201	1日につき
初期加算（Ⅱ）（入所から30日間）	30	2	33	66	99	1日につき
短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）	258	19	285	569	854	1回につき
短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）	200	15	221	442	663	1回につき
認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）	240	18	265	530	795	1回につき
認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）	120	9	133	265	398	1回につき
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	53	4	59	117	176	1月につき
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	33	2	36	72	108	1月につき
若年性認知症入所受入加算	120	9	133	265	398	1日につき
自立支援促進加算	300	23	332	664	996	1月につき
栄養マネジメント強化加算	11	1	13	25	37	1日につき
療養食加算	6	0	7	13	19	1食につき
経口移行加算	28	2	31	62	93	1日につき
経口維持加算（Ⅰ）	400	30	442	884	1,325	1月につき
経口維持加算（Ⅱ）	100	8	111	222	333	1月につき
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90	7	100	200	299	1月につき
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110	8	122	243	364	1月につき
排せつ支援加算（Ⅰ）	10	1	12	23	34	1月につき
排せつ支援加算（Ⅱ）	15	1	17	33	50	1月につき
排せつ支援加算（Ⅲ）	20	2	23	45	68	1月につき
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3	0	3	6	9	1月につき
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13	1	15	29	43	1月につき
再入所時栄養連携加算	200	15	221	442	663	1回につき
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	450	34	497	994	1,491	1回につき
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480	36	530	1,060	1,590	1回につき
入退所前連携加算（Ⅰ）	600	45	663	1,325	1,988	1回につき
入退所前連携加算（Ⅱ）	400	30	442	884	1,325	1回につき
試行的退所時指導加算	400	30	442	884	1,325	1回につき
退所時情報提供加算（Ⅰ）	500	38	553	1,105	1,658	1回につき
退所時情報提供加算（Ⅱ）	250	19	277	553	829	1回につき
退所時栄養情報連携加算	70	5	77	154	231	1回につき
訪問看護指示加算	300	23	332	664	996	1回につき
外泊時費用（月に6日まで）	362	27	400	799	1,199	1日につき
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40	3	45	89	133	1月につき
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60	5	67	134	201	1月につき
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	50	4	56	111	167	1月につき
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	5	0	6	11	16	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10	1	12	23	34	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5	0	6	11	16	1月につき
安全対策体制加算	20	2	23	45	68	1回につき
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100	8	111	222	333	1月につき
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	1	12	23	34	1月につき
緊急時施設療養費（緊急時治療管理）	518	39	572	1,144	1,716	1日につき
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	239	18	264	528	792	1日につき
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480	36	530	1,060	1,590	1日につき
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150	11	166	331	496	1月につき
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120	9	133	265	398	1月につき
新興感染症施設療養費	240	18	265	530	795	1日につき
ターミナル加算（死亡日）	1,900	143	2,099	4,197	6,295	1回につき
ターミナル加算（死亡日前日・前々日）	910	68	1,005	2,009	3,014	1回につき
ターミナル加算（死亡日以前4～30日）	160	12	177	354	530	1回につき
ターミナル加算（死亡日以前31～45日）	72	5	79	158	237	1回につき